

事 務 連 絡

令和 2 年 1 月 23 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）

中華人民共和国湖北省武漢市等における新型コロナウイルスに関連した肺炎につきましては、以下の参考資料等に基づいた対応をお願いしているところです。

今般、国立感染症研究所において、新型コロナウイルスの病原体検出のための PCR 用プライマーを作成し、地方衛生研究所（別紙）への発送を予定（1 月 23 日発送予定）しておりますので、各自治体におかれましては、別添 1「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナ関連肺炎に対する対応と院内感染対策」及び別添 2「新型コロナウイルス（Novel Coronavirus:nCoV）に対する積極的疫学調査実施要領」を踏まえ、関係機関への周知等を含め、検査実施への特段のご協力をお願いいたします。

検査実施に際しては、検査が適切に実施されるよう検査法に関する技術的な問合せは国立感染症研究所にご相談いただくようお願いいたします。あわせて、検査法等の開発改良に必要な国立感染症研究所が実施する調査・研究に際して、ご協力をお願いいたします。

また、検査体制の更なる整備に向けて、検査結果は国立感染症研究所へのご報告をお願いいたします。

なお、本検査実施に係る費用については、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施いただいた場合、感染症発生動向調査負担金の対象経費となることを申し添えます。

（参考資料）

別添 1：中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策

別添 2：新型コロナウイルス（Novel Coronavirus:nCoV）に対する積極的疫学調査実施要領

（参考ホームページ）

- 新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について（令和 2 年 1 月 17 日付け事務連絡）(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587020.pdf>)

1. はじめに

2019 年 12 月以降、中国湖北省武漢市から新型コロナウイルス感染症の患者が断続的に報告されている。

ここでは、新型コロナウイルス感染症を疑う場合と、積極的疫学調査で接触者と同定されたものが発症し検査対象となった場合を述べる。感染予防策については共通である。

なお、内容については 1 月 21 日 10 時現在における情報を基に作成しており、今後、最新の情報を基に変更されることがある。

2. 新型コロナウイルス感染症の疑い例のスクリーニング

発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、以下の有無を聴取する。

(ア) 武漢市への渡航歴

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触

3. 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義

以下の I および II を満たす場合を「疑い例」とする。

I 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

4. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例に対する感染対策

急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人にはサージカルマスクを着用させることを原則とし、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例を診察する場合、

I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。

II 診察室および入院病床は個室が望ましい。

III 診察室および入院病床は十分換気する。

IV 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する。

V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する。

なお、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例、または検査対象者が受診する医療機関においては、診察に関わらないがこれらの患者と対面する可能性のある職員（受付、案内係、警備員など）の感染予防策にも十分配慮する。

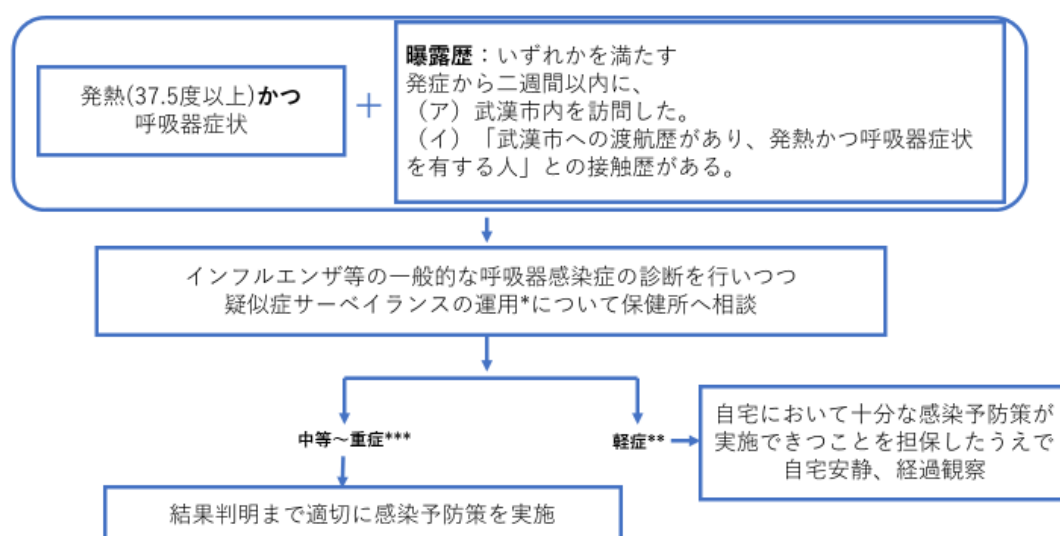
5. 検査や対応の流れ

疑い例については呼吸器症状の程度に関わらず、対応について図1を参照し保健所へ相談する。具体的には、医療機関は、インフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体の微生物学的な検査を行いつつ、疑似症サーベイランスの届出について保健所へ相談する。画像検査などで肺炎と診断された場合には、中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの届出について保健所へ相談する。その場合は、当該医療機関を所管する保健所に報告したうえで必要時「2019-nCoV 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9325-manual-200121.html>)」を参考に検体採取を行う（図1）。

患者（確定例）の入院適応については、感染症法上の入院の措置には該当せず、当面、医学的適応（医学的な加療の必要性）に従い、医療保険において加療を行う。

入院適応がないと判断された患者（確定例）については、自宅において十分な感染対策が実施できることを担保した上で、自宅安静とする。自宅において十分な感染対策が実施できない場合は、別途保健所との相談となる。入院適応がないと判断された患者（確定例）については、症状増悪時の対応（保健所に連絡した上での医療機関の再診）について、患者（確定例）本人と、必要時家族にも、十分に説明を行った上で、保健所が経過を観察する。

（「新型コロナウイルスによる感染症患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針」（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html>））。



* 2019-nCoVの検体採取については別途「2019-nCoV感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」参考

**医学的な判断により入院を判断

***肺炎と診断された場合には中等症以上とし、疑似症サーベイランスを運用について保健所へ相談する。

図 1. 新型コロナウイルス感染症の疑い例における検査・対応

6. 新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）および新型コロナウイルス関連肺炎疑い患者との接触者への対応

新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）または新型コロナウイルス関連肺炎を疑う患者との接触者は「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9323-ncov-200121-1.html>」にもとづき検査を実施する。その場合の検査や対応の流れを図 2 に示す。「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」における検査対象者（以下、検査対象者）を診察する場合の感染対策は、上記 4. に準ずる。

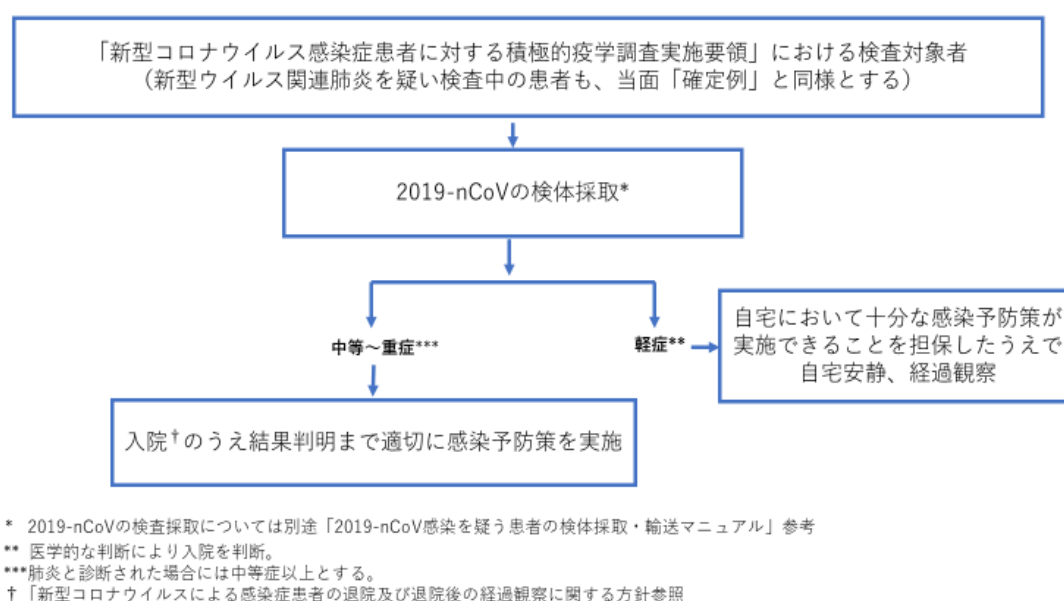


図 2. 検査対象者における検査・対応

参考：

1. 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
2. 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
3. 原因不明の肺炎－中国. 厚生労働省検疫所 FORTH.
4. 新型冠状ウイルス感染の肺炎疫情知识问答. 武汉市卫生健康委员会. (<http://wjw.wuhan.gov.cn/front/web/showDetail/2020011509040>)
5. Coronavirus. World Health Organization. (<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>)

新型コロナウイルス(Novel Coronavirus:nCoV)感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(暫定版)

国立感染症研究所 感染症疫学センター

令和2年1月21日版

2019年12月以降、中国湖北省武漢市に居住する者を中心に新型コロナウイルス(Novel Coronavirus:nCoV)感染症の患者が断続的に報告されている。重症度を含めた本感染症のインパクトが不明であること、国内での流行がまだ確認されていないことから、接触者調査を実施し、適切な対策を実施することで感染拡大を防止することが重要である。また、高齢者や基礎疾患のある者に感染した場合、重症化する恐れもあることから、患者に対する適切な医療の提供も重要である。なお、現時点では感染源・感染経路については不明である。

本稿は、国内で探知された nCoV 感染症の患者(確定例)等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条による積極的疫学調査を迅速に実施するため作成されたものである。

(調査対象)

○積極的疫学調査の対象となるのは、以下に定義する「患者(確定例)」および「濃厚接触者」である。

- 「患者(確定例)」とは、「nCov が検出された感染確定例」を指す。
- 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。
 - i. 世帯内接触者:「患者(確定例)」と同一住所に居住する者
 - ii. 医療関係者等: 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者
 - iii. 汚染物質の接触者:「患者(確定例)」由来の体液、分泌物(痰など(汗を除く))などに、必要な感染予防策なしで接触した者
 - iv. その他: 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)

(調査内容)

○「患者(確定例)」について、基本情報・臨床情報・推定感染源・接触者等必要な情報を収集する。(調査票添付1、2-1、2-2)

○事前に「濃厚接触者」に対し、最終曝露から 14 日間、健康状態に注意を払い、37.5℃以上の発熱、または急性呼吸器症状がでた場合、医療機関受診前に、保健所へ連絡するようにお願いします。

○「濃厚接触者」については、37.5℃以上の発熱、または急性呼吸器症状がでた場合、検査対象者として扱う。

(調査時の感染予防策)

○積極的疫学調査の対応人員が「患者(確定例)」及び検査対象者に対面調査を行う際は、手袋、サージカルマスクの着用と適切な手洗いを行うことが必要と考えられる。現時点では、疫学的な知見に乏しい新興の呼吸器感染症への対応として、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウンを追加し、必要に応じてサージカルマスクではなく N95 マスクを着用する。(PPE(個人防護具)着脱に関するトレーニングを定期的もしくは事前に積んでおくことが重要である。)

○「患者(確定例)」及び検査対象者に咳などの症状がある場合は、サージカルマスクの着用と適切な手洗いを促す。

○検体採取時に必要な感染予防策は、「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策」を参照し、適切な予防策をとる。

(患者(確定例)への対応)

○患者(確定例)の経過観察、及びその間の患者(確定例)自身の感染予防策については、「新型コロナウイルス(Novel Coronavirus: nCoV) 感染症患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針(案)」を参照し、対応する。

(濃厚接触者への対応)

○「濃厚接触者」については、咳エチケットと手洗いを徹底するように指導し、常に健康状態に注意を払うように伝える。

○「濃厚接触者」の家族や周囲の者(同僚等)に対しては、特段の対応は不要である。

○検査対象者については、検査結果の如何に関わらず、症状が消退するまでの間、感染伝播に十分に配慮するよう伝える。また、本人の同意を得た上で、医療施設における個室対応などの対応も選択肢となりうる。

○検査対象者への検体採取については、「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・搬送マニュアル」を参照し、適切に検体採取を行う。